

十月十四日第五号

(長閑注記1)

別紙二通御届被下度候板垣四郎ハ元織笠氏ニ御座候同人等罷下
 候ニ付嘸當時ハ調兵之煽動有之候ハん実ニ我ニハ御不同意ニ被
 存候素より〔^{抹消}勤王〕国事ニ勤勞するハ臣子之分在様有度事なか
 ら南部家の為とか致堂様之御意とか云事を首として勧誘候儀ハ
 不同意と申事ニ御座候写真鏡ハ善品之由薬品ハ木の下ヲ先日下
 上候由実ハ酸類ハ積事諸船不都合故時日も延引致不得止余物と
 偽り罰金覚悟にて或船エ頼候由那珂エも折角催促仕候川村氏尋
 呉候小学本ハ今少々之間御待被下度候仙台語学校校長被免未タ
 代人不被命候得ハ藤田氏之一件少々手間取可申間右御報知被下
 度候嶋田エ之悔も御願由候大矢エも久々無沙汰ニ候間是亦宜御
 鶴声奉希候支那ノ一件未タ知れ不申候得共大久保大臣態々出張
 被成候ニハ必和を宜為ならん故多分戦にハ相成間敷か尤向の所
 存次第ニ候得共戦を興様な大久保にてハ迎も日本の大臣とハ被
 謂不申候所聞の如なれハ支那人魯西亞及「ヒタルキスタン」人
 と争端を聞ントスル勢右由在たれハ決して日本と和親可致と存候
 板垣杯ハ支那ヲ帰否や参候故愈何ニ極様人か可思候得共同人ハ
 途中にて大久保ニ逢候得ハ全くハ信ヲ不能候仮令学校にて許候

共私杯ハ並の只身ニも成間敷候得ハ此度之事ニ不聞心得ニ候間
 御安心被下度候以上

御尊父様

武夫拜

(長閑注記2)

(長閑注記1)

〔第五号十月十四日附〕

(長閑注記2)

〔十月廿一日郵便にて相達し同廿七日此方第七号ヲ以て

返事出し